

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>〇番四地先まで</p> <p>同市大字藤井上組字北藤井一七</p>	<p>羽生市大字藤井上組字北藤井一 五二番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・七〇</p> <p>〽一一・二〇</p>	<p>九・七〇</p> <p>〽一一・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇・四〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>